

随意契約理由書

件名	海岸線 御崎車両基地 台車搬入棟エレベータ扉交換業務
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、海岸線 御崎車両基地に設置しているシンドラーエレベータ(株)製エレベータの扉の交換作業を行うものである。</p> <p>御崎車両基地の台車搬入棟に設置しているエレベータにおいて、フォークリフトを使用しての重量物運搬作業中に誤って扉と接触したため、当該扉が大きく変形し扉の開閉に支障を来した。</p> <p>本業務の交換部品は当該機器の主要な構成部品であり、他の昇降機メーカーのエレベータとは構成が異なるために互換性がなく、構成部品を調達できるのは当該エレベータの保守点検会社である上記業者のみである。</p> <p>また、施工に必要な制御や構造に関する詳細な情報はエレベータの製造業者しか知り得ないため、各部位の調整値などを適正に管理し、機器全体の性能及び品質を保証出来るのは保守点検会社である上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業社と随意契約を行うものである。</p> <p>(当該エレベータの製造会社であるシンドラーエレベータ(株)は日本から業務撤退し、2016年に保守点検・修理などの事業を日本オーチス・エレベータ(株)に譲渡している。)</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)